

熊本市区役所等の在り方に関する検討会運営要綱

制定 平成26年 4月17日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市附属機関設置条例（以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、熊本市区役所等の在り方に関する検討会（以下「検討会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 検討会は、条例別表6の項に掲げる設置目的を達成するため、次に掲げる事務を行う。

- (1) 区役所等の在り方及び機能再編に関すること。
- (2) その他検討会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 検討会は、市長が委嘱する委員をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成27年3月末日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 検討会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 会長は、検討会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第7条 会議は公開とする。ただし、熊本市情報公開条例第7条に掲げる情報に該当する情報について、審議等を行うとき又は委員の発議により出席委員の3分の2以上の多数で公開が不相当と議決されたときは、これを公開しないことができる。

(庶務)

第8条 検討会の庶務は、企画振興局区政推進課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。ただし、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月17日から施行する。